旅館業からの暴力団排除の推進について（暴力団排除条項に係る照会）

旅館業法では，第３条第２項第５号，第６号，第７号，第８号の暴力団排除規定に該当する場合には許可を与えないことができると規定されています。このたび，旅館業から暴力団排除の推進の取組に関して厚生労働省と警察庁の協議が行われ，暴力団排除条項に係る照会について合意がされました。

この合意に基づき，旅館業の営業許可の申請，承継承認の申請及び申請事項などの変更に係る届出における審査及び確認を行う場合その他必要がある場合は，警察に対して旅館業の許可を受けようとする者又は許可を受けた者の暴力団排除条項該当性について照会を行います。

　ついては，申請又は届出に際して，以下の表に必要事項を記載して，提出してください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | ふりがな | 生年月日 | 性別 | 住所 | 法人名（商号又は名称） | 役職 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

※法人の場合は，その役員等全員を記載してください。